

デジタル社会の実現に向けた重点計画(抄)(令和3年6月閣議決定)

第3部 施策集

あわせて、国民に信頼される行政を展開するため、「統計改革推進会議最終取りまとめ」(平成29年5月19日統計改革推進会議決定)等に基づき、官民データ等も積極的に利活用し、引き続き、EBPMを推進する。また、各府省庁においては、「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」(平成30年4月27日EBPM推進委員会決定)、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」(平成30年4月27日EBPM推進委員会決定)に基づき、統計等データの提供要請等の受付及び相談対応、行政保有データの棚卸結果等を活用した一元的な統計等データの所在情報の整備・管理、「電子行政(統計等データ)」分野でのオープンデータ官民ラウンドテーブル(以下「ラウンドテーブル」という。)の開催など、統計等データの利活用促進や人材の確保・育成等に努めるほか、EBPMの実践に取り組み、EBPMの浸透・定着及び質の向上を図る。